

安全設備規則

規則

2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 56 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 9 月 14 日 理事会 承認

2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検 査

1 章 通 則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.2 を次のように改める。

1.4.2 機器等の整備等

-1. 次に掲げる機器等については、本会の整備基準に従って、本会の検査員の立会のもとで整備を行わなければならない。ただし、本会が適当と認める整備事業者により整備を行う場合にあっては、このかぎりではない。

- (1) 膨脹式救命いかだ、救命浮器（膨脹式）及び水圧式離脱装置
- (2) 膨脹型及び複合型救助艇
- (3) 海上脱出装置
- (4) 膨脹式救命胴衣
- (5) 膨脹式の救命いかだ支援艇
- (6) ナブテックス受信機
- (7) 高機能グループ呼出受信機
- (8) VHF デジタル選択呼出装置
- (9) VHF デジタル選択呼出聴守装置
- (10) デジタル選択呼出装置
- (11) デジタル選択呼出聴守装置
- (12) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- (13) レーダー・トランスポンダー及び AIS-SART
- (14) 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置
- (15) 航海用レーダー
- (16) 自動衝突予防援助装置
- (17) その他本会が必要と認める安全設備

-2. 特に規定されない限り、船舶自動識別装置の点検及び保守を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

-3. 特に規定されない限り、航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）の整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.4 を次のように改める。

3.2.4 安全設備の整備確認

- 1. **1.4** に規定する整備について整備記録等により、適正に整備されていることを確認する。
- 2. **1.4.2-1.**に掲げる機器等の整備について、本会の整備基準に従って、本会の検査員の立会のもとで機器が適正に整備されていることを確認する。また、船舶自動識別装置及び航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）については、1.4.2-2.及び-3.に適合していることを確認する。
- 3. 前-2.にかかわらず、検査基準日の前後3ヶ月以内（ただし、本船の検査の時期よりも前に限る。）に本会が適当と認める整備事業者により本会の整備基準に従って、機器の整備が行われた場合、整備に係る検査員の立会を省略し、本船の検査の時期に当該整備が適正に実施された旨の記録の確認に止めて差し支えない。
- 4. **1.4.1-4.(1)**から**(5)**に掲げる機器等は、**1.4.1-1.**に規定する手引書に従って、本会が適当と認める整備事業者により詳細な点検を含む、当該機器等の整備が行われなければならない。
- 5. 前-4.により当該整備が適正に実施された旨の記録が保守整備終了後に整備事業者により発行されていることを確認する。
- 6. 前-4.にかかわらず、検査基準日の前後3ヶ月以内（ただし、本船の検査の時期よりも前に限る。）に本会が適当と認める整備事業者により機器等の整備が適正に行われた場合、整備に係る本船の検査の時期に当該整備が実施された旨の記録の確認に止めて差し支えない。

表 3.2 を次のように改める。

表 3.2 安全設備の現状検査

検査項目	確認事項
(省略)	
GMDSS 設備	現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。 <u>なお、当該確認のための作動を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。</u>
航海情報記録装置	試験所が発行する証明書を基に有効期限等を確認する。 承認された試験所又は承認されたサービス機関 <u>1.4.2-3.</u> に規定する事業所により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。
船舶自動識別装置	承認された検査員又は承認された試験所若しくはサービス機関 1.4.2-2. に規定する事業所により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。 試験結果報告書を基に有効期限等を確認する。

附 則

1. この規則は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は 2018 年 12 月 31 日のいずれか早い日までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

安全設備規則検査要領

要
領

2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 達 第 76 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.15 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇 (追加規定) (SOLAS Chapter III Reg.31)

2.15.1 救命艇及び救命いかだ

-3.及び-4.を-4.及び-5.に改め、-3.として次の 1 項を加える。

-1. (省略)

-2. 規則 3 編 2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだが積付けられる場所には、次の(1)から(3)を備えること。

- (1) 少なくとも 2 個の救命胴衣及び 2 個のイマーションスーツ。
- (2) 救命いかだの積付け場所及び救命いかだが進水する水面を照明することができる規則 3 編 2.10.1-7.の規定を満たす可搬式又は固定式の適当な照明装置。可搬式の場合にあっては、当該照明装置を両舷に据付けることができる適当な取付金具を設けること。
- (3) 規則 3 編 2.5.1-7.に規定する乗込用はしご又は制御された方法により水面まで降下し得る乗艇装置。

-3. 規則 3 編 2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだの積付け位置と乗艇場所は、規則 3 編 2.7.1-1.(3)の規定を満足するよう配置すること。この場合、当該乗艇場所は、救命いかだを積付け位置から別の甲板へ階段を通じて移動する必要のないよう、救命いかだと同一の甲板上に配置すること。

ただし、救命いかだを積付け甲板から進水させ付属のもやい綱によって乗込用はしごまで移動できる場合にあっては、当該乗艇場所を救命いかだの積付け位置と異なる甲板に配置してもよい。この場合、前-2.の規定に関わらず、次の(1)から(4)による。

- (1) 前-2.(1)の規定により要求される救命胴衣及びイマーションスーツは、乗艇場所に備えてもよい。
- (2) 前-2.(2)の規定に従った照明装置は、救命いかだの積付け場所及び乗艇場所並びに救命いかだへの乗込みが行われる水面も照明できること。
- (3) 前-2.(3)の規定により要求される乗込用はしご又は乗艇装置は、乗艇場所に備えてもよい。
- (4) もやい綱の長さは、規則 3 編 3.10.3-2.に規定にする長さ、又は当該救命いかだの乗艇場所に達するのに十分な長さのうち大なる方とすること。

~~34.~~ (省略)

~~45.~~ (省略)

附 則 (改正その 1)

1. この達は、2015 年 12 月 25 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

付録3 海上漂流者回収に関する計画及び手順書の作成のための指針 (MSC.1/Circ.1447 ANNEX)

2 一般

2.2 を次のように改める。

2.2 本指針において、回収技術に関する手引書（*MSC.1/Circ.1182/Rev.1*）及び冷水での生存に関する手引書（*MSC.1/Circ.1185/Rev.1*）も併せて参照すべきである。特に、回収技術に関する手引書は、海上漂流者の回収方法を設備別に多数例示しており、計画及び手順書の作成に使用することが出来る。

附 則（改正その2）

1. この達は、2015 年 12 月 25 日から施行する。

2 編 検査

1 章 通則

1.4 を次のように改める。

1.4 安全設備の保守点検

1.4.1 一般

規則 2 編 1.4.1-4.にいう「本会が適当と認める方法」とは、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1 に従った方法をいう。この規定の適用上、救命艇、進水装置、自動離脱フック及び負荷離脱装置の整備及び保守を第三者が行う場合には、当該第三者は、1.4.2-2.(1)に規定するものとする。

1.4.2 機器等の整備等

-1. 規則 2 編 1.4.2-1.に規定の適用上、膨脹式救命いかだ、水圧式離脱装置、膨脹型救助艇、海上脱出装置及び膨脹式救命胴衣の整備を本会の検査員の立会のもとで行う場合であっても、当該整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、次の-2.(1)に規定するものとする。

-2. 規則 2 編 1.4.2-1.に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、次の(1)及び(2)に規定するものをいう。

- (1) 船舶安全法第 6 条の 3 に基づき国土交通大臣の認定を受けた事業場（整備認定事業場）
- (2) 国土交通省「船舶検査の方法」附属書 H の規定に基づき管海官庁が承認した GMDSS 設備サービスステーション

-3. 規則 2 編 1.4.2-2.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、国土交通省「船舶検査の方法」附属書 H の規定に基づき管海官庁が承認した航海用レーダー等の装備工事及び整備事業場をいう。

-4. 規則 2 編 1.4.2-3.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、国土交通省「船舶検査の方法」附属書 H の規定に基づき管海官庁が承認した航海用レーダー等の装備工事及び整備事業場をいう。

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.2 として次の 1 条を加える。

3.2.2 安全設備の検査

規則 2 編 3.2.2 表 3.2 でいう、「本会が適当と認める事業所」とは、1.4.2-2.(2)に規定するものをいう。

3.2.4 を次のように改める。

3.2.4 安全設備の整備確認

-1. 規則 3.2.4-3.に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、~~本要領 1.4.2-2.~~の規定による。

-2. 規則 3.2.4-4.及び-6.に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、1.4.2-2.(1)に規定するものをいう。~~IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1 に従い、製造者又は製造者により認定された整備事業者をいう。~~

附 則（改正その 3）

1. この達は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は 2018 年 12 月 31 日のいずれか早い日までは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。